

陳述書

辻 義則

抗告の相手方である住民を代表して、意見陳述を行います。

そもそも私たちが高浜原発の運転差し止めを求めて仮処分申請したのは 2011 年 8 月 2 日のことでした。それは、福島における東京電力第 1 原子力発電所の事故を目の当たりにして、滋賀県の隣である福井県若狭湾に集中して立地する原発群が、もし、同じような事故を起こした時どうなるかを考えると空（そら）恐ろしいものがあります。まず、滋賀県に住む 140 万の人々の暮らしや生命が脅かされます。また、滋賀県には近畿 1400 万人の命の水源であるびわ湖があり、これが汚染された時、近畿 1400 万人の人々の命と暮らし、ひいては近畿全体の経済にも深刻な打撃を与えることになるでしょう。そうした中で、急いで、若狭湾にある原発の運転を差し止めなければならないとの思いから始まったものでした。

第 1 次の申し立ては 2014 年 11 月 27 日に却下の決定が下されましたが、その決定の内容は、「(債務者が) 規制基準の合理性について説明を行っていないし、避難計画についての作業も進んでいない中で、いたずらに規制委員会が再稼働を容認するとは考え難い」からというものでした。これは、司法の場からの規制委員会への警鐘・メッセージでもあったのでしょうか。ところが規制委員会はこのメッセージを無視し同年 12 月に「審査書案」を公表し再稼働へ動き始めたため私たちは再び、2015 年 1 月 30 日に高浜 3・4 号機の差し止めを求める第 2 次の申し立てを行ったものでした。

この第 2 次の申し立てに対して 1 年余の審尋を経て去る 2016 年 3 月 9 日に「運転差し止め」の決定が下されたのであります。

この決定が出された日の大津地裁の前には、心配して駆け付けた 100 人近い県民の皆さんから歓呼の声が上がり、「再稼働差し止めの画期的決定！」、「いのちとびわ湖を守る運転差し止め決定」の垂れ幕が翻ることとなりました。

この決定は、いのち、暮らし、びわ湖を守れ！子どもたちを放射能被害から守れ！との県民の願いと世論を励ますものであり、歴史的決定として歓迎されていることは間違いありません。

ここで、一つの資料を紹介いたします。今年の 6 月に滋賀県が行った「県政世論調査」の結果が発表されていますが、それによれば「原発の安全対策や防災対策は十分だと思いますか」との問いに対して「あまり思わない」「思わない」と答えた人は合わせて 76.1% に上ったということでもあります。また、対策が十分であると思わない理由では、「自然災害により何が起こるか分からないから」が 71.8%、「万が一事故が起これば、広域かつ長期的に影響が及ぶから」

が65.8%「事業者の安全対策に不安を感じるから」が60.9%となっています。滋賀県民の世論は明確であります。

さて、最近、政府・業界と「規制委員会」が一体となって原発の再稼働や四〇年超えの老朽原発さえ再稼働させようとする流れが強まっている時、原々決定はいくつかの点で画期的なものであると同時に、ますます輝きを増しており、その決定に謙虚に向き合うことが求められています。

その中心は、何よりも「フクシマの事故」を踏まえて現在の原子力政策について警鐘を鳴らしていることです。とりわけ原子力発電所の設計思想であるシビアアクシデント対策について、「フクシマの事故の原因究明は、今なお道半ばであり津波を主たる原因と特定して良いのかも不明である。原因究明が不十分なのに、この点に意を払わないのであれば、そもそも規制基準に向かう姿勢に非常に不安を覚える」としてフクシマの事故を直視することを求めています。

さらに、「災害が起こるたびに想定外が繰り返されてきたことに真摯に向き合うならば十分に余裕を持った基準にすることを念頭に置き・・・(それでもなお)危険性が見落としにより過酷事故が生じたとしても致命的な状態に陥らないようにすることができるという思想に立って新規制基準を策定すべきである」。現状では「新規制基準が直ちに公共の安寧の基礎となると考えることをとまどわざるを得ない」としています。

全く市民的常識と感覚に沿ったものであります。

また、県民世論調査でも多くの人々が指摘する「自然災害により何が起こるか分からないから心配」とする要因には地震への恐怖があることは明らかです。とりわけ高浜原発などが立地する若狭湾が活断層（震源断層）の巣とも言われるなかで基準地震動について「松田式」などを採用して、その平均値をもって検討する姿勢でいいのかの疑問に十分答えていないことも指摘されています。そして、結論的には、「700ガルをもって十分な主張・疎明がなされているとは言えない」と断じています。ここにこそ、県民の不安があり、原々決定は、その思いに寄り添ったものであります。

これに対して、関西電力は決定に真摯に向き合おうとせず、難癖をつけたり言葉尻を捉えて開き直るだけで「安全であることの疎明が尽くされていない」との指摘に応えようとしていません。関西電力の利益優先、市民・県民の安全無視の立場は許されるものではありません。

また、原々決定で画期的なのは避難計画について、「フクシマ事故の経験に照らせば、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり・・・この避難計画も視野に入れた規制基準が望まれるばかりか・・・信義則上の義務が国家に発生しているといっても良いのではないだろうか」と国家としての責務を問うものとなっていることです。「過酷事故は起こる、起こ

りうる」という前提に立つならば、その時、住民をどう安全に避難させるのかは最も重要な課題であり、それが国際基準となっているのです。

最後に、今回の原々決定が出された後、関西電力をはじめ関西経済団体などから看過することが出来ない発言が相次ぎました。それは、「一地方の裁判所が国策である原子力政策にストップを掛けるようなことが許されるのか?」、「仮処分決定の仕組みそのものが問題」、「科学的・技術的に専門家が十分に検討を行ったものを、素人である裁判官の判断で揺れるのは許されない」（いずれも要旨）などと言ったものでした。

これほど、民主主義国家で司法の独立などの原則を弁えない発言はありません。司法に対する許し難い暴言として厳しく糾弾されなければなりません。

また、原子力発電は「安い」という虚構を前提に「仮処分決定によって原発が動かせなくなったから、電気代の値下げを見送らざるを得なくなった」と電気代の値上げは原告住民の所為と言わんばかりの「脅し」から、はては関電八木社長（当時）の損害賠償請求問題での「現在は検討していないが、そういう課題はある」などの発言も許し難いものです。これは、「スラップ訴訟」と言われるもので国民一人一人に保障された裁判権を奪うことに繋がり、原発裁判などを起こしにくくする萎縮効果を狙ったものであると言わなければなりません。こんな、あくどい狙いや「願望」は国民大多数が絶対許さないでしょう。

最後に、裁判長に訴えたいと思います。

3月9日に出された大津地裁決定は圧倒的多数の県民世論に支持され、歓迎されています。先のNHKが番組放送中に行った視聴者へのアンケートでも原発再稼働反対は67.2%に上り、賛成とする人は25.5%でした。世論は明確です。そして、原発がなくても電気は足りていることも私たちは経験済みであります。再生エネルギーへの転換と省エネルギー社会への転換の道も賢明な国民は歩み始めています。

3・11事故までに繰り返されてきた住民敗訴の流れも潮目が変わりつつあります。確乎として大阪高裁がこの流れを促進する立場に立って原々決定を擁護する歴史に名を残す裁断を下して頂くことを期待して意見の陳述を終わります。